

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

制 定 平成 19 年 3 月 1 日 条例第 4 号
最近改正 令和 2 年 2 月 25 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分を下らず、40 時間を超えない範囲で、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間は、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）とする。ただし、任命権者は、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員（以下「1 号職員」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分を下らず 8 時間を超えない範囲で、規則で定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。ただし、1 号職員については、1 週間ごとの期間について、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に勤務時間を割り振るものとする。

(休憩時間)

第 4 条 任命権者は、1 日の勤務時間が、6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

(休日)

第 5 条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）についても、同様とする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 6 条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第 2 条及び第 3 条第 2 項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(派遣された職員の勤務時間、休暇等)

第 7 条 市町村、北海道その他の団体（以下「市町村等」という。）から派遣された職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定を除くほか、当該職員を派遣した市町村等における勤務時間、休暇等に関する規定の例による。この場合において、広域連合長は、必要に応じ、申請の方法その他の休暇等に係る事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の準用)

第 8 条 職員（前条に規定する職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第 2 条から第 6 条までの規定を除くほか、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年北海道条例第 3 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 20.2.1 条例 3）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 2. 23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 31. 2. 15 条例 1）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 2. 25 条例 1）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。